

※廃棄物減量等推進審議会の関係法令等（抜粋）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（廃棄物減量等推進審議会）

第1条の2 一般廃棄物の減量に関する事項、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項、その他の一般廃棄物の適正処理に関する事項を審議させるため、瑞浪市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量、再利用の促進等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員15名以内をもって構成する。

4 委員は、住民、学識経験者、事業者、廃棄物処理業者又は廃棄物再生事業者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

（廃棄物減量等推進審議会の運営）

第2条 条例第1条の2第1項に規定する瑞浪市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

4 審議会の会議は、会長が招集する。

5 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 審議会の庶務は、環境課において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

※一般廃棄物処理基本計画の関係法令等（抜粋）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（一般廃棄物処理計画）

第一条の三 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（一般廃棄物処理計画）

第2条 一般廃棄物処理計画は、法第6条第1項の規定により、市長が定めるものとする。

2 前項の処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に定める処理基本計画及び処理実施計画とする。

3 市長は、処理基本計画又は処理実施計画を定めたときは、速やかに告示しなければならない。これを変更したときも同様とする。